

特定空家等(文京区基準)					
I 保安上危険	1.建築物が倒壊等するおそれがある	建築物の著しい傾斜	(イ)基礎	<input type="checkbox"/> 基礎に不同沈下又は建築物の傾斜が目視で確認できる	
			(ロ)柱	木造	<input type="checkbox"/> 1/60 以下 <input type="checkbox"/> 1/60~1/20 <input type="checkbox"/> 1/20 超
				鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 1/60 以下 <input type="checkbox"/> 1/60~1/30 <input type="checkbox"/> 1/30 超
				鉄骨造	<input type="checkbox"/> 1/100 以下 <input type="checkbox"/> 1/100~1/30 <input type="checkbox"/> 1/30 超
	2.屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	(イ)基礎(構造方法)	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石である <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である基礎がない	
			(ロ)基礎及び土台(損傷度合)	<input type="checkbox"/> 基礎又は土台が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの <input type="checkbox"/> 基礎又は土台の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	
				<input type="checkbox"/> 基礎又は土台の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	
		建物	(イ)屋根ふき材、ひさし又は軒	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材が剥落している <input type="checkbox"/> 軒の裏板、垂木等が腐朽している又は軒が垂れ下がっている <input type="checkbox"/> 屋根が著しく変形している	
			(ロ)外壁	<input type="checkbox"/> 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じている	
			(イ)看板、給湯設備、屋上水槽等	<input type="checkbox"/> 看板、給湯設備、屋上水槽等が著しく破損、脱落、傾斜又は転倒している	
付属物	(ロ)屋外階段又はバルコニー	<input type="checkbox"/> 屋外階段、バルコニーが著しく腐食、破損、脱落している又は著しく傾斜している			
	(ハ)門又は塀	<input type="checkbox"/> 門、塀に著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じている			
	3.擁壁が老朽化し危険となるおそれがある	擁壁	<input type="checkbox"/> 擁壁表面への水のしみ出しや流出、水抜き穴の詰まり、ひび割れ等が生じている		
II 衛生上有害	1.建築物又は設備等の破損等によるもの	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態である <input type="checkbox"/> 排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている			
	2.ごみ等の放置、不法投棄によるもの	<input type="checkbox"/> ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている <input type="checkbox"/> ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている			
III 景観悪化	適切な管理が行われていない結果、周囲の景観と著しく不調和な状態	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている			
		<input type="checkbox"/> 多数の窓ガラスが割れたまま放置されている			
		<input type="checkbox"/> 看板が原形を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている			
		<input type="checkbox"/> 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している <input type="checkbox"/> 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている			
IV 周辺の生活環境の保全への影響	1.立木	<input type="checkbox"/> 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている <input type="checkbox"/> 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている			
		2.空家等に住みついた動物等	<input type="checkbox"/> 動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている <input type="checkbox"/> 動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている <input type="checkbox"/> 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている <input type="checkbox"/> 多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている <input type="checkbox"/> 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある <input type="checkbox"/> シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある		
	3.建築物等の不適切な管理等		<input type="checkbox"/> 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている <input type="checkbox"/> 屋根の雪止め破損などの不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている <input type="checkbox"/> 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している		

管理不全空家等(ガイドライン基準)		
I 保安上危険	1.建築物等の倒壊	(1)建築物 <input type="checkbox"/> 屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落 <input type="checkbox"/> 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等 <input type="checkbox"/> 雨水浸入の痕跡 (2)門、塀、屋外階段等 <input type="checkbox"/> 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等 (3)立木 <input type="checkbox"/> 立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
	2.擁壁の崩壊	<input type="checkbox"/> 擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状 <input type="checkbox"/> 擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態
	3.部材等の落下	(1)外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等 <input type="checkbox"/> 外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等 (2)軒、バルコニーその他の突出物 <input type="checkbox"/> 軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等 (3)立木の枝 <input type="checkbox"/> 立木の枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	4.部材等の飛散	(1)屋根ふき材、外装材、看板等 <input type="checkbox"/> 屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等 (2)立木の枝 <input type="checkbox"/> 立木の枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
II 衛生上有害	1.石綿の飛散	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等
	2.健康被害の誘発	(1)汚水等 <input type="checkbox"/> 排水設備の破損等 (2)害虫等 <input type="checkbox"/> 清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態 (3)動物の糞尿等 <input type="checkbox"/> 駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態
III 景観悪化	景観悪化	<input type="checkbox"/> 補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態 <input type="checkbox"/> 清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が敷地等に認められる状態
		IV 周辺の生活環境の保全への影響